

# 東京海洋大学専攻科規則

	平成16年 4月 1日海洋大規第 110号
改正	平成17年 3月28日海洋大規第 274号
改正	平成18年 1月10日海洋大規第274-2号
改正	平成27年 1月22日海洋大規第 2号
改正	平成28年 2月15日海洋大規第 125号
改正	平成29年 2月16日海洋大規第 100号
改正	平成31年 3月22日海洋大規第 55号
改正	令和 2年10月 1日海洋大規第 98号
改正	令和 3年 9月24日海洋大規第 102号
改正	令和 7年 1月28日海洋大規第 3号

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 東京海洋大学専攻科（以下「専攻科」という。）は、海洋生命科学部及び海洋資源環境学部並びに水産系大学の連携による船舶職員養成施設に関する協定大学（以下「協定大学」という。）の水産学部の卒業者に対し、精深なる学術の理論とその応用についての教授と研究を行い、必要な資質を与え、水産及び海洋科学技術の発展に貢献することを目的とする。

## 第2章 組織

### (専攻科)

第2条 専攻科に次の専攻科及び専攻を置く。

海洋科学専攻科 海洋船舶運航システム学専攻

2 海洋科学専攻科の収容定員等は、次のとおりとする。

専攻科	専攻	入学定員	収容定員
海洋科学専攻科	海洋船舶運航システム学専攻	40	40

第3条 海洋科学専攻科に海洋科学専攻科長を置く。

2 海洋科学専攻科長の選考に関する事項は、別に定める。

## 第3章 修業年限及び在学年限

### (修業年限及び在学年限)

第4条 専攻科の修業年限は1年とする。

2 学生は、2年を超えて在学することができない。

## 第4章 教育課程等

### 第1節 授業科目及び履修方法等

(授業科目及び履修方法等)

第5条 専攻科における授業科目は、別表1に定めるとおりとする。

2 授業科目を履修した場合は、その学修の成果を審査し、合格した者に対して所定の単位を与える。

3 前項の規定にかかわらず、第21条の規定により準用する東京海洋大学学則（平成16年海洋大規第100号。以下「大学学則」という。）第54条第3号又は第4号の規定に基づき除籍となった学生に対しては、入学料納付期日の属する学期又は授業料未納学期における単位を授与しない。

4 学生は、修了に必要な所定の単位を修得しなければならない。

5 その他履修方法等については、東京海洋大学海洋資源環境学部履修規則（平成29年海洋大規第89号）の規定を準用する。

### 第2節 免許の取得に関する科目

(教員の免許状授与の所要資格の取得)

第6条 教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に定める所要の単位を修得しなければならない。

2 専攻科において、当該所要資格を取得できる教員の免許状の種類は、次の表に掲げるとおりとする。

専攻科	専攻	免許状の種類	教科
海洋科学専攻科	海洋船舶運航システム学専攻	高等学校教諭専修免許状	水産

3 教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする学生は、別表2に定める授業科目の単位を修得しなければならない。

(船舶職員養成施設の修了資格の取得)

第7条 船舶職員養成施設の修了資格を取得しようとする学生は、専攻科入学前に所要の授業科目の単位を修得した上で、別表3に定める授業科目の単位を修得しなければならない。

(海技免許講習の修了資格の取得)

第8条 海技免許講習の修了資格を取得しようとする学生は、専攻科入学前に所要の授業科目の単位を修得した上で、別表4に定める授業科目の単位を修得しなければならない。

(第一級海上特殊無線技士の資格の取得)

第9条 第一級海上特殊無線技士の資格を取得しようとする学生は、専攻科入学前に所要の授業科目の単位を修得した上で、別表5に定める授業科目の単位を修得しなければならない。

(船舶衛生管理者の資格の取得)

第10条 船舶衛生管理者の資格を取得しようとする学生は、専攻科入学前に所要の授業科目の単位を修得した上で、別表6に定める授業科目の単位を修得しなければならない。

(電子海図情報表示装置講習の修了資格の取得)

第11条 電子海図情報表示装置講習の修了資格を取得しようとする学生は、別表7に定める授業科目の単位を修得しなければならない。

## 第5章 入学

(入学資格)

第12条 専攻科に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- 一 東京海洋大学（以下「本学」という。）の学生にあつては、所属学部の履修規則に定める進学の要件を満たして卒業した者
- 二 協定大学の水産学部を卒業し、船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和26年法律第149号）で規定されている科目及び所定の乗船実習を修得した者

第13条 前条の規定により入学を志願する者が第2条第2項に定める入学定員に満たない場合は、船舶の運航技術について教育を行う大学の学部において、別に定める授業科目の単位を修得して卒業した者も入学を志願することができる。

(入学志願手続)

第14条 前2条の規定により入学を志願する者は、所定の期日までに入学願書その他必要書類に検定料を添えて提出するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、第12条第1号により入学を志願する者については、所属学部の履修規則に定めるところによる。

3 納付した検定料は返還しない。

(入学者の選考)

第15条 前条の入学者の選考については、別に定めるところにより行う。

(入学手続)

第16条 前条の選考に合格した者の入学許可は、大学学則第26条の規定を準用する。

2 納付した入学料は返還しない。

## 第6章 休学

(休学)

第17条 疾病その他特別の理由により引き続き2月以上修学することができない者は、学長の許可を得て休学することができる。

- 2 休学期間は、通算して1年を超えることができない。
- 3 休学期間は、第4条の修業年限及び在学年限には算入しない。

## 第7章 修了

(修了)

第18条 専攻科に1年以上在学し、所定の課程を修了した者には、教授会の議を経て、学長が修了を認定する。

- 2 学長は、修了を認定した者に対して、修了証書を授与する。
- 3 修了証書の様式は、別記様式とする。

## 第8章 授業料等

(授業料等)

第19条 授業料、入学料、検定料及び寄宿料の額並びに徴収方法等については、この規則に定めるもののほか、大学学則の規定を準用する。

- 2 第14条及び第16条の規定にかかわらず、本学の海洋生命科学部、海洋資源環境学部又は協定大学の水産学部を卒業し、引き続き専攻科に入学する場合は、検定料及び入学料は徴収しない。

## 第9章 特別聴講学生

(特別聴講学生)

第20条 他の大学との協議に基づき、当該大学の専攻科（海洋科学に関する専攻科で学長が特に認めたものに限る。）の学生が特別聴講学生として入学し、専攻科の授業科目を履修することを認めることができる。

- 2 特別聴講学生の授業料等については、東京海洋大学学生交流に関する規則（平成16年海洋大規第187号）の規定を準用する。

## 第10章 その他

(大学学則の準用)

第21条 本規則に規定した以外の事項については、必要により大学学則を準用する。

## 附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

### 附 則（平成17年海洋大規第274号）

この規則は、平成17年3月28日から施行し、平成17年度入学者から適用する。

### 附 則（平成18年海洋大規第274-2号）

この規則は、平成18年1月10日から施行する。

### 附 則（平成27年海洋大規第2号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

### 附 則（平成28年海洋大規第125号）

この規則は、平成28年2月15日から施行する。

### 附 則（平成29年海洋大規第100号）

1 この規則は、平成29年4月1日から施行し、平成33年度入学者から適用する。

2 本学の海洋科学部を卒業し、この規則の適用日以後に専攻科に入学する学生にあつては、規則中、「海洋生命科学部」とあるのは、「海洋科学部」と読み替えるものとする。

### 附 則（平成31年海洋大規第55号）

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

2 平成31年3月31日に在学する者については、第5条第3項を除き、なお従前の例による。

### 附 則（令和2年海洋大規第98号）

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

2 令和3年3月31日に在学する者については、この規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

### 附 則（令和3年海洋大規第102号）

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

2 令和4年3月31日に在学する者については、この規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

### 附 則（令和7年海洋大規第3号）

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

別表1 海洋科学専攻科（海洋船舶運航システム学専攻）

科 目	単 位	備 考
海事英語	②	○印内の数字は必修科目の単位数を表す。
航海計器学	②	
船舶衛生論	②	
海上衝突予防法	②	
航海学	②	
船舶安全学	②	
移動体工学	②	
機関工学	②	
海洋気象学	②	
船舶運用学	②	
応用計測学	②	
航法学	②	
応用電子工学	②	
航海学演習	③	
船舶情報学	②	
乗船実習	⑳	7か月

別表2 教科及び教科の指導法に関する科目（水産）

科 目	単 位	備 考
船舶衛生論	②	
海上衝突予防法	②	
航海学	②	
船舶安全学	②	
移動体工学	②	
機関工学	②	
乗船実習	⑳	

別表3 船舶職員養成施設の修了資格に関する科目

科 目	単 位	備 考
航海計器学	②	
船舶衛生論	②	
海上衝突予防法	②	
航海学	②	
船舶安全学	②	
移動体工学	②	
機関工学	②	
海洋気象学	②	
船舶運用学	②	
応用計測学	②	
航法学	②	
応用電子工学	②	
乗船実習	⑳	

別表4 海技免許講習の修了資格に関する科目

科 目	単 位	備 考
海事英語	②	
航海学演習	③	

別表5 第一級海上特殊無線技士の資格に関する科目

科 目	単 位	備 考
海事英語	②	
航海学	②	
船舶情報学	②	

別表6 船舶衛生管理者の資格に関する科目

科 目	単 位	備 考
船舶衛生論	②	
乗船実習	⑳	

別表7 電子海図情報表示装置講習の修了資格に関する科目

科 目	単 位	備 考
航海学演習 乗船実習	③ ②①	

別記様式

第 号		東京海洋大学長		印	
		の課程を修了したことを証する		の課程を修了したことを証する	
年 月 日		年 月 日		年 月 日	
氏名		氏名		氏名	
大学印		大学印		大学印	
修了証書		修了証書		修了証書	